

富山高岡広域都市計画地区計画の決定  
(富山市決定)

速星駅周辺地区 地区計画

計 画 書

富山市

富山高岡広域都市計画地区計画の決定（富山市決定）

都市計画 速星駅周辺地区 地区計画を次のように決定する。

	<b>名 称</b>	速星駅周辺地区 地区計画
	<b>位 置</b>	富山市婦中町速星、婦中町西本郷の各一部
	<b>面 積</b>	約4.1ha
	<b>地区計画の目標</b>	<p>当地区は、富山市中心部から南西へ約5.5kmの市街化調整区域（一部市街化区域を含む）に位置し、JR高山本線 速星駅が近接した公共交通の利便性の高い地区である。地区南側では、戸建ての低層住宅地が形成されているが、一方で東側には大型ショッピングセンターが立地するなど、周辺地域には都市的土地利用が進行している。</p> <p>このことから、本計画を定めることにより、無秩序な個別開発による不良な街区形成を防止するとともに、駅を拠点に周辺環境と調和した良好な居住環境の形成を図ることを目標とする。</p>
<b>区域の整備・開発及び保全に関する方針</b>	<b>土地利用の方針</b>	良好でゆとりある低層住宅を主体とした土地利用を図る。
	<b>地区施設の整備方針</b>	<p>地区内には、良好な街区を形成するため、区画道路を適正に配置し、道路網の整備を図る。また、駅への動線や通学路といった歩行者ネットワークの確保とともに日常的な休憩施設としての公園を配置するものとする。</p>
	<b>建築物等の整備の方針</b>	<p>駅周辺の良好な居住環境を形成するため、建築物等の用途の制限や容積率の最高限度、建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を定める。</p>

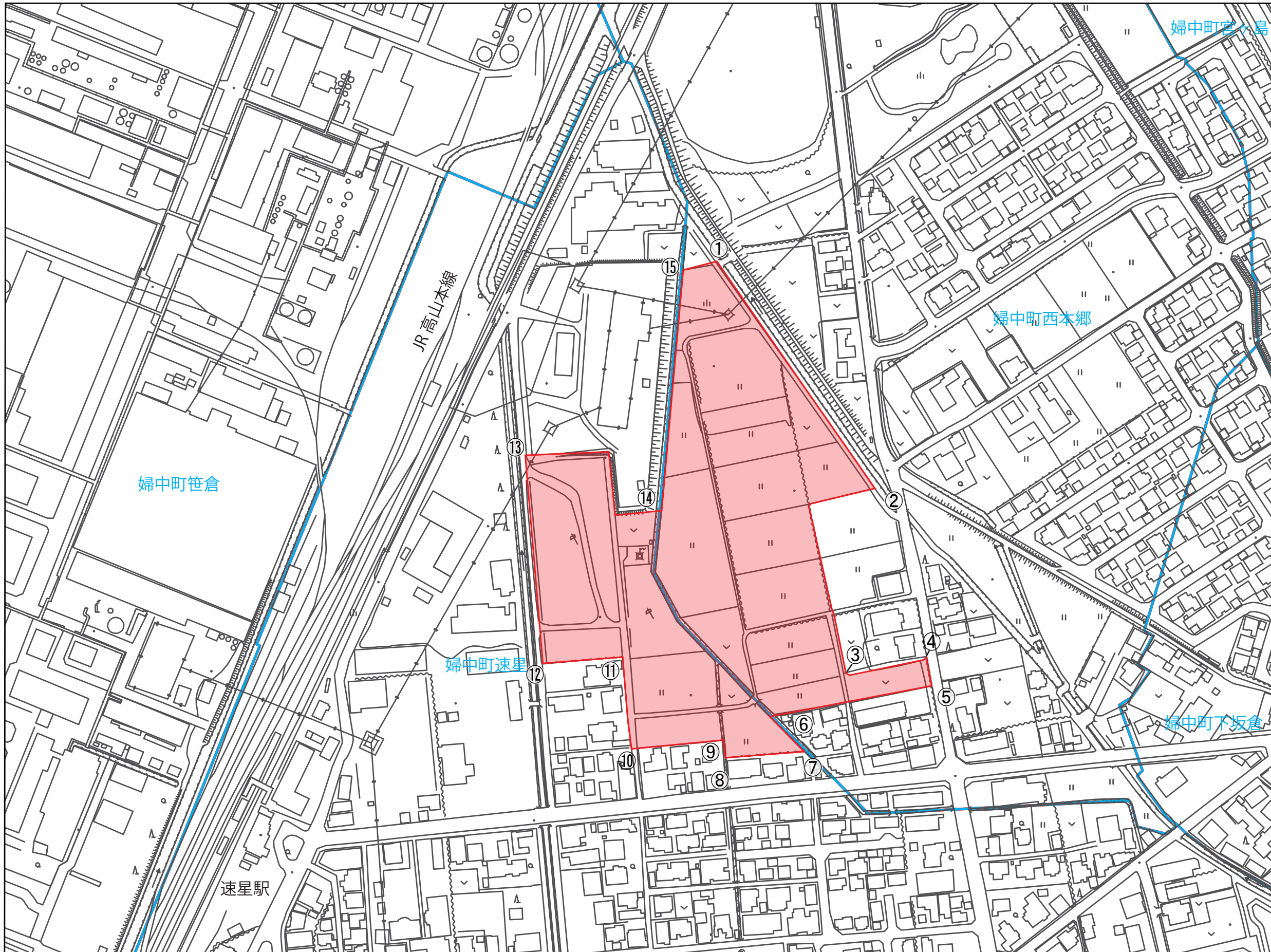
地区整備計画

建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二(イ)項第一号(ただし、長屋を除く)、第二号、第十号に掲げるもの。 (2) 公益上必要な建築物(ごみ置き場や防災備蓄倉庫等)
	建築物の容積率の最高限度	80%
	建築物の建蔽率の最高限度	50% (建築基準法第53条第3項に規定する角地緩和は適用しない)
	建築物の敷地面積の最低限度	200㎡ (ただし、公益上必要な建築物については、この限りではない。)
	壁面の位置の制限	建築物の壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は1.0m以上とする。(附属建築物については0.3m以上)ただし、公益上必要な建築物についてはこの限りではない。
	建築物等の高さの最高限度	地盤面から10m(軒高8m) (ただし附属建築物は軒高3m)
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の屋根、外壁の意匠・形態は、周辺環境との調和に留意したものとす。色彩は、良好な居住環境にふさわしい落ち着いた色合いのものとする。
	垣又はさくの構造の制限	道路に接する部分に、垣又はさくを設置する場合は、原則として生垣とする。その他の構造とする場合は、周辺の環境を損なわないように、透視可能なものとする。

「区域は計画図表示のとおり」

理由

無秩序な個別開発による不良な街区形成を防止し、JR高山本線 速星駅を拠点とした良好な低層住宅地の形成を図るため。



# 計画図

地区名：速星駅周辺地区  
面積：約4.1ha

整理番号	地区名：速星駅周辺地区
	地区計画
①-②	水路界
②-③	測量界
③-④	地番界
④-⑤	道路界
⑤-⑥	測量界
⑥-⑦	水路界
⑦-⑧	地番界
⑧-⑨	水路界
⑨-⑩	測量界
⑩-⑪	道路界
⑪-⑫	測量界
⑫-⑬	道路界
⑬-⑭	測量界
⑭-⑮	水路界
⑮-①	測量界

※ 整理番号については、北から時計まわりで付している。

- 地区計画区域
- 大字界

